

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	公 告
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (山城南保健所) 617	○令和5年度砂利採取業務主任者試験の実 施 (産業立地課) 619
○保安林の指定解除予定の通知 (南丹広域振興局) 〃	○道路の位置の指定の取消し (乙訓土木事務所) 〃
○保安林の皆伐面積の限度 (森の保全推進課) 618	
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所) 〃	公 安 委 員 会
○道路の供用開始 (〃) 619	○警備員指導教育責任者講習の実施 620
	○警備業法に基づく検定の実施 621
	○一般競争入札の実施 622

告 示

京都府告示第444号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和5年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項又は第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
相楽郡精華町光台三丁目4の一部(次の図に示す部分に限る。)	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城南保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。)

京都府告示第445号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

船井郡京丹波町質美上ヒロノ18の25、18の26

- 指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅

1 解除予定保安林の所在場所

京都府告示第446号

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和5年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び干害防備保安林

地区名	区 域	許 容 限 度 面 積		
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林
木津地区	木津川市及び相楽郡一円	96.10 ^{ha}	190.08 ^{ha}	1.70 ^{ha}
宇治・田辺地区	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡一円及び綴喜郡一円	38.70	60.04	3.44
京都地区	京都市（右京区京北を除く。）、向日市、長岡京市及び乙訓郡一円	765.57	112.81	3.16
亀岡・園部地区	亀岡市及び南丹市（園部町、八木町及び日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子を除く。）に限る。）	182.72	254.59	-
丹波地区	南丹市（日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子に限る。）及び船井郡一円	490.52	134.01	2.76
淀川上流地区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山を除く。）に限る。）	457.46	96.20	-
由良川上流地区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山に限る。）に限る。）及び南丹市（美山町に限る。）	1,027.63	162.84	-
綾部地区	綾部市	468.64	141.66	12.92
由良川中流地区	福知山市	333.61	164.46	15.64
舞鶴地区	舞鶴市	163.66	151.47	16.84
宮津地区	宮津市及び与謝郡一円	408.12	131.38	1.50
峰山地区	京丹後市	513.62	163.72	2.66

注 数値は、国有林及び民有林の合計値である。

2 保健保安林

地区名	区 域	許容限度面積
京都府地区	京都府の全域	345.70 ^{ha}



京都府告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年9月1日から令和5年9月15日まで縦覧に供する。

令和5年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 道路の種類 府道

2 路線名 福知山綾部線

3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市字石原二丁目124から	前	最小 15.9 ^m 最大 16.0	60.9 ^m
	後	最小 15.9 最大 25.0	

4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年9月1日から令和5年9月15日まで縦覧に供する。

令和5年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 福知山綾部線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
福知山市字石原二丁目124から 福知山市字石原二丁目121まで	令和5年9月1日

4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和5年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験日時
令和5年11月10日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所
京都経済センター 6階 6-D
（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）
- 3 試験方法
選択式筆記試験
- 4 試験科目
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 5 受験手続

- (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽・無背景のもので、縦6センチメートル、横4センチメートルのもの）
 - ※ 写真裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
 - ウ 受験手数料
7,750円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）
- (2) 受付期間
令和5年9月25日（月）から令和5年10月6日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
なお、郵送の場合は、令和5年10月6日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
- (3) 提出先
京都府商工労働観光部産業立地課又は京都府各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課
- (4) 問合せ先
 - ア 京都府商工労働観光部産業立地課（電話（075）414-4848（直通））
 - イ 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0774）21-2103（直通））
 - ウ 京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0771）23-4438（直通））
 - エ 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0773）62-2506（直通））
 - オ 京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0772）62-4304（直通））



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和5年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定取消番	指定取消年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
乙第628号	令 5. 8. 22	京都府乙訓土木事務所	乙訓郡大山崎町字門明寺小字里ノ後18の16	m 13.8	最小 6.0 最大 6.0
乙第629号	〃	〃	長岡京市今里北ノ町8の1の一部	43.9	最小 6.0 最大 6.0
乙第630号	〃	〃	〃 〃 6の1、6の7、7の1	36.0	最小 6.0 最大 6.0

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第139号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

京都府公安委員会
委員長 森 田 雅 之

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）	新規取得講習	令和5年10月25日（水）から令和5年11月1日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分まで）の6日間	30人
	追加取得講習	令和5年10月30日（月）から令和5年11月1日（水）まで（実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後4時45分まで）の3日間	おおむね10人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」とい

う。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、2号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手續

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和5年9月20日（水）から令和5年9月22日（金）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和5年

- 9月26日(火)午後5時までに、電話により行う。
- (2) 受講申込書の提出
 受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。
- ア 提出期間
 令和5年10月4日(水)から令和5年10月6日(金)まで(提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。)とする。
- イ 提出書類
 (ア) 受講申込書(受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの) 1通
 (イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 a 3の(1)のアに該当する者
 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通
 b 3の(1)のイに該当する者
 1級検定の合格証明書の写し 1通
 c 3の(1)のウに該当する者
 2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
 d 3の(1)のエに該当する者
 旧1級検定の合格証の写し 1通
 e 3の(1)のオに該当する者
 旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通
 (ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、2号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通
 (エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通
- ウ 提出先
 受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課(係)
- エ 提出方法
 講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。
- 5 受講手数料及び納付方法
 (1) 受講手数料
 ア 新規取得講習 38,000円
 イ 追加取得講習 14,000円
 (2) 納付方法
 受講申込書の提出時に納付すること。
 なお、納付された受講手数料は返還しない。
- 6 講習の委託先の名称及び所在地
 一般社団法人京都府警備業協会
 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階
- 7 問合せ先
 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事

務審査室(電話(075)451-9111(代表)内線3033)



京都府公安委員会告示第140号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

京都府公安委員会

委員長 森 田 雅 之

1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
施設警備業務2級	学科試験	令和5年12月5日(火)	午前10時から正午まで	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部
	実技試験	令和6年1月17日(水)		

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
 イ 法令に関すること。
 ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること(護身の方法に関することを含む)。

3 受検定員

20人

4 検定対象者

検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都府内に住所地を有する者
 (2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

令和5年11月8日(水)から令和5年11月10日

(金)まで(受付時間は、午後1時から午後5時までとする。)とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室(受付専用電話(075)451-9125)とする。

ウ その他

- (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
- (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和5年11月16日(木)、令和5年11月17日(金)及び令和5年11月20日(月)の3日間(提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。)とする。

イ 提出書類

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 - a 4の(1)として申請する場合
住所地を疎明する書面 1通
 - b 4の(2)として申請する場合
京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通
- (ウ) 写真(検定申請書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚
- (エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

- (ア) 4の(1)として申請する場合
その者の住所地を管轄する警察署の生活安全課(係)
- (イ) 4の(2)として申請する場合
その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課(係)

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

- (1) 学科試験
受検票及び筆記具を持参すること。
- (2) 実技試験
筆記具及び運動靴を持参すること。
なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料(16,000円)は、検定申請書の提出時に納付すること。

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室(電話(075)451-9111(代表)内線3033)



地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年9月1日

京都府警察本部長 白井利明

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
情報管理システム用統合サーバ(令和5年度)の賃貸借 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2258
- (2) 仕様書の交付場所
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部情報管理課
電話075-451-9111 内線2416

(3) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和5年9月1日(金)から令和5年9月26日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)とする。

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ(http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html)からダウンロードすること。
- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」
- (3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
 - ア 提出期間
2の(3)のアに同じ。
 - イ 提出場所
2の(1)に同じ。
 - ウ 提出方法
 - (ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
 - (イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
 - ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。
 - (ア) 資格審査申請書の提出期間
令和5年9月1日（金）から令和5年9月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）

とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

- (イ) 資格に関する文書入手するための手段
原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。
- (ウ) 提出場所及び問合せ先
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日時
令和5年10月13日（金）午後2時
- イ 場所
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部本館入札室
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
 - (ア) 受領期限
令和5年10月12日（木）
 - (イ) 提出先
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部総務部会計課長
 - (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはいできない。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
- ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased

Lease contract for integrated server for information management system (FY Reiwa 5), 1 set

(2) The time, date and place for tender

2:00 PM Fri., 13, Oct, 2023

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyoku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Time-limit for tender by mail

Thu., 12, Oct, 2023

(4) The time, date and place for the opening of tender

2:00 PM Fri., 13, Oct, 2023

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyoku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department,
Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,
Shimochojamachi-dori, Kamigyoku, Kyoto 602-8550
Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2258